

★起業・創業に関する経費の一部を助成します★

小矢部市創業者育成支援事業補助金

「創業」とは

事業を営んでいない個人が法人を設立又は個人事業主として開業の届け出をし、新たに事業を開始すること

補助対象者（次の要件のすべてを満たす個人又は法人）

- ・市内で創業を予定している又は創業して5年以内の個人又は法人
- ・市内に本店を置く法人又は市内在住の個人

補助対象経費

設備費、専門家謝金・旅費、広報費、融資保証料

※申請年度中に発生した経費に限る

補助金額

対象経費の2分の1以内（上限20万円） ※交付は1回限り



補助対象となる例

設備費

- ・事業に直接必要とする機械装置、工具、器具及び備品の購入費

（例）各種製造設備等の機械及び装置、パソコン、陳列ケース、ルームエアコン、レジスター

- ・上記機械装置等の賃借料（申請日から年度末までのリース料及びレンタル料に限る）

※1万円（税抜）以下のもの及び消耗品は対象外

専門家謝金・旅費

- ・謝礼
- ・旅費（交通費、宿泊費 県外の専門家派遣に限る）

※飲食代やガソリン代は対象外

広報費

- ・チラシやパンフレットなどの印刷費及びデザイン費
- ・ホームページ開設・改修費

※個別の商品の広告に関するものは対象外

※切手の購入を目的とするものは対象外

融資保証料

- ・富山県創業・事業承継支援資金融資に係る富山県信用保証協会に支払う保証料

※消費税は対象外

補助要件

- ☐ 補助金の申請年度内に創業する方もしくは創業してから5年を経過しない方であること
- ☐ 市内に本店を置く法人又は市内在住の個人であること
- ☐ 市内で事業を行うこと
- ☐ 補助金の交付を受けてから3年以上市内で事業を継続すること
- ☐ 小矢部市商工会が実施する創業塾等の「小矢部市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業を受けること
- ☐ 小矢部市商工会員であること
- ☐ 同一の補助対象経費について、市の補助金の交付を受けていないこと
(インキュベータ施設利用補助金の設備費の補助など)
- ※国・県との重複は認める
対象経費から国・県の補助金交付分を差し引いた上で、本補助金を交付する
- ☐ 富山県信用保証協会の保証対象の業種であること
- ☐ 暴力団体等に関する法律に規定する団体の構成員でない者またはそれらと密接な関係を有していない者であること
- ☐ 市税等を滞納していないこと
(補助対象事業について)
- ☐ 事業の継続性と将来的な成長性が認められること
- ☐ 小矢部市商工会で創業相談、事業支援を実施していること

(注意) 上記の要件に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に支払われた補助金の一部または全額について返還を求めることがあります。

手続きの流れ

【実績報告書の提出(下記4)までにすること】

- ・開業もしくは法人を設立する
- ・小矢部市商工会が実施する創業塾や個別指導を受ける

1 市に交付申請書と必要書類(事業計画書等)を提出する



2 市から補助金の交付決定通知を受ける



3 補助対象事業を実施する(設備の導入、チラシの作成等)



4 市に実績報告書と必要書類(事業実施報告書等)を申請年度末までに提出する



5 市が補助金額を確定し、補助金を振り込む

制度及び申請に関するお問い合わせは

小矢部市産業建設部商工立地振興課
TEL 0766-67-1760(代表) FAX 0766-67-1567

